

議案第 5 号

川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例の
制定について

川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例を次の
とおり制定する。

令和 2 年 2 月 1 7 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例
川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例（昭和 2 2 年川崎市条例第 1
2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、同条第 2 項中「前項第
1 4 号」を「第 1 項第 1 4 号」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の
次に次の 1 項を加える。

2 前項第 1 2 号、第 1 5 号、第 1 8 号及び第 1 9 号の職員が、投票日の当日
に開票を開始した場合で、開票を開始した日から当該日の翌日まで引き続い
て職務に従事したときは、当該翌日の職務を開票を開始した日の職務とみな
して報酬を支給する。

第 2 条第 1 項ただし書を次のように改める。

ただし、任命権者が必要と認めるときは、月の初日からその月の末日まで
の間における出務の数により計算した額をその月又はその翌月に属する日の
うち任命権者が定める日に支給することができる。

第2条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の報酬は、職員の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。

第5条第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条第2項中「第1条第3項」を「第1条第4項」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

日額の報酬について、月の初日からその月の末日までの間における出務の数により計算した額をその月又はその翌月に属する日のうち任命権者が定める日に支給することができることとすること等のため、この条例を制定するものである。